

こ保運第 313 号
平成 30 年 4 月 25 日

各保育・教育施設・事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導等担当課長

平成 30 年度巡回訪問について（依頼）

日頃から、本市の保育教育事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、横浜市では本年より、保育施設における重大事故を予防し、保育の質の向上を目的として、下記のとおり巡回訪問を実施いたします。つきましては、巡回訪問について御協力を賜りますようお願いいたします。

1 巡回の対象となる施設・事業所

認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認可外保育施設

2 実施内容

保育経験豊かな巡回訪問担当職員（保育士）が各施設・事業所を訪問し、日常の活動を見ながら、保育に対するアドバイス等を行います。なお、すべての施設・事業者を複数年かけて巡回訪問いたしますのでよろしくお願ひします。

3 訪問者

巡回訪問担当職員のうち、1～2名

4 実施時期・訪問時間・所要時間

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで

9：00～16：00 のうち 1 時間から 2 時間程度（1 施設）

5 日程調整について

訪問の日程調整につきましては、順次、直接施設・事業所へ日程調整の御連絡を差し上げますので、趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
山家、井上

TEL：045-671-2427 / FAX：045-664-5479

e-mail：kd-unei@city.yokohama.jp